

令和7年 第1回定例会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

会 期

令和7年2月10日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

1	会期	1
2	会場	1
3	議事日程	1
4	本日の会議に付した事件	2
5	出席議員	2
6	欠席議員	2
7	説明のため出席した者	2
8	職務のため出席した広域連合事務局職員	2
9	会議の経過	2
	開 会	2
	開 議	3
	諸般の報告	3
	議席の指定	3
	会議録署名議員の指名	3
	会期の決定	4
	承認議案の上程	
	承認第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例の専決処分について	4
	提案理由の説明 小山事務局長	4
	条例議案の上程	
	議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について	5
	提案理由の説明 小山事務局長	5
	議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例について	6
	提案理由の説明 小山事務局長	6
	議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例について	7
	提案理由の説明 小山事務局長	8
	議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい て	8
	提案理由の説明 小山事務局長	8
	議案第5号 群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更に	

について	9
提案理由の説明　小山事務局長	10
補正予算議案の上程	
議案第6号　令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第2号）	
議案第7号　令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第2号）	
以上2議案の一括上程	11
提案理由の説明　小山事務局長	11
予算議案の上程	
議案第8号　令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
議案第9号　令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算	
以上2議案の一括上程	14
提案理由の説明　臂広域連合長	14
提案理由の詳細説明　小山事務局長	15
閉　　会	18
会議録署名議員	19
参考資料	
議案等審議結果一覧表	22

令和7年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

- 1 会期 1日：令和7年2月10日（月曜日）
- 2 会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室
- 3 議事日程 第1号
 - 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 承認第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第5 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 - 日程第7 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第5号 群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更について
 - 日程第10 議案第6号 令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第7号 令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 議案第8号 令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 日程第13 議案第9号 令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

4 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

5 出席議員（18名）

1 番 笠 原 久	2 番 新 井 美 加
3 番 後 閑 賢 二	4 番 新 保 克 佳
5 番 人 見 武 男	6 番 宮 田 芳 典
7 番 高 田 靖	8 番 中 村 浩 二
9 番 渋谷 理津子	10 番 安カ川 信之
11 番 野 口 靖	12 番 佐 藤 信 次
13 番 壘 次 雄	14 番 杉 山 英 行
15 番 生 方 勇 二	17 番 黒 岩 巧
18 番 萩 原 正 信	19 番 坂 上 祐 次

6 欠席議員（1名）

16 番 坂 本 英 夫

7 説明のため出席した者

広域連合長 臂 泰 雄	副広域連合長 熊 川 栄
事務局長 小 山 和 寛	事務局次長 舟 橋 智恵子
管理課長 富 岡 久 恵	給付課長 栗 原 理笑子
保健事業室長 大 山 ひとみ	

8 職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長 早 川 由貴子	議会書記 生 水 康 仁
議会書記 須 永 雄 大	主 幹 田 中 宏 幸
主 事 佐々木 静 香	

9 会議の経過

◎開 会

午前11時00分

○ 議長（杉山英行議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（杉山英行議員）

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者であります、神流町の坂本英夫議員であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（杉山英行議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。議会書記。

○ 議会書記（生水康仁）

令和6年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。館林市選出の権田昌弘議員から令和6年9月6日付けで辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長が許可いたしました。

次に、欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、新たに館林市選出の渋谷理津子議員が当選されました。

次に、監査委員から、令和6年7月執行分から12月執行分までの例月現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めています。以上でございます。

◎議席の指定

○ 議長（杉山英行議員）

はじめに、日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選されました渋谷理津子議員の議席を9番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番高田靖議員、8番中村浩二議員、以上の2名を、指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山英行議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉山英行議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認議案の上程

○議長（杉山英行議員）

次に、日程第4、承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（小山和寛）

承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

議案書1ページと、別冊説明資料の1ページを併せてご覧ください。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正が必要となりましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、ご報告申し上げます、ご承認をお願いするものでございます。

まず、1改正の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、改正前の同法第54条第4項及び第5項の規定による被保険者証の返還に応じない者に対する罰則を定めた部分について、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な内容でございますが、第26条を削除するほか、改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項及び第5項の規定の例によることとされる被保険者証に係る当該条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用を従前の例によるものとする経過措置を設けるものでございます。

施行期日は、令和6年12月2日でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分をご報告させていただき
ます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、承認第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例の専決処分について」、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決まりました。

◎条例議案の上程

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第5、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書3ページと別冊説明資料の3ページを併せてご覧ください。

まず、1改正の理由でございますが、後期高齢者医療制度における急患等の被保険者
の保険料の徴収猶予の取扱いについて見直しするほか、高齢者の医療の確保に関する法
律施行令の一部改正により、後期高齢者医療保険料の軽減判定基準の見直しを行うこと
とされたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な内容でございますが、2点ございます。

まず、1点目、(1)の徴収猶予の取扱いの見直しに伴うものにつきましては、徴収猶

予の期間は、6か月以内としておりますが、今回の改正において、急患等の特別の理由があると認めるときは、最長1年以内とするものでございます。

2点目、(2)の軽減判定基準の見直しに伴うものにつきましては、①として、所得の少ない被保険者の被保険者均等割額5割軽減を判定する際、被保険者の人数に乘じる金額を29万5,000円から30万5,000円とするものでございます。

次に、②として、所得の少ない被保険者の被保険者均等割額2割軽減を判定する際、被保険者の人数に乘じる金額を54万5,000円から56万円とするものでございます。

施行期日は、徴収猶予の見直しについては公布の日、軽減判定基準の見直しについては令和7年4月1日でございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第6、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

について」ご説明申し上げます。

議案書4ページと別冊説明資料の6ページを併せてご覧ください。

まず、1改正の理由でございますが、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、各条例中の文言を整備するほか、必要な経過措置を設けるものでございます。

次に、2主な内容でございますが、群馬県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるほか、罰則の適用等及び人の資格に関する事項について経過措置を設けるものでございます。

施行期日は、令和7年6月1日でございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第7、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ、別冊説明資料の11ページを併せてご覧ください。

まず、1改正の理由でございますが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2主要内容でございますが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するほか、当該変更箇所を引用して準用する条文の文言を整備するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ご質疑ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第8、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書7ページと別冊説明資料の14ページを併せてご覧ください。

まず、1改正の理由でございますが、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の引き上げを行うための支給月数の改正並びに月例給の引き上げを行うための給料表の改正を行うことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な内容でございますが、2点ございます。

まず1点目(1)ですが、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を1.225箇月から1.25箇月に、勤勉手当の支給月数を1.025箇月から1.05箇月に引き上げる改正を行うものでございます。

2点目(2)ですが、給料月額を引き上げるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長(杉山英行議員)

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長(杉山英行議員)

ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長(杉山英行議員)

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(杉山英行議員)

起立全員。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎広域計画変更議案の上程

○ 議長(杉山英行議員)

次に、日程第9、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更

について」、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更について」、ご説明申し上げます。

議案書11ページと別冊説明資料の19ページを併せてご覧ください。

まず、1変更の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する、被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の名称が「資格確認書」と定められたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2主な変更内容でございますが、被保険者証及び資格確認書に関する内容の文言整理等を行うものでございます

なお、議案書の13ページから20ページまでが、変更後の広域計画となります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ご質疑、ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更について」を、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第10、議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び、日程第11、議案第7号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

ただいま一括上程となりました、議案第6号及び議案第7号の2議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の23ページをご覧ください。

まず、議案第6号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万3千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億256万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

30ページ、31ページをご覧ください。

歳入について、ご説明申し上げます。2款1項1目の「利子及び配当金」について、8万3千円増額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「基金利子収入」が、実績の見込みによりまして、8万3千円増額するものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをご覧ください。

歳出について、ご説明申し上げます。3款1項1目の「財政調整基金積立金」について、8万3千円増額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「基金積立金」が、基金利子収入の増額によりまして、8万3千円増額するものでございます。

続きまして、議案第7号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の37ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,821億7,114万7千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

44ページ、45ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。1款1項2目の「保険料等負担金」ですが、2億7,622万4千円増額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「保険料負担金」は、市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして、6

億5,088万1千円増額し、その下の「保険基盤安定負担金」は、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担金と併せて市町村が負担するものでございますが、決算見込みによりまして、3億7,465万7千円減額するものでございます。

次に、2款の「国庫支出金」ですが、1項2目の「高額医療費負担金」は、歳出の「高額療養費」の決算見込みによりまして、1億5,438万9千円増額するものでございます。

2項1目の「調整交付金」は、4億5,829万6千円減額するものでございます。この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は、決算見込みによりまして、6億357万2千円減額し、「特別調整交付金」は、制度事業費補助金からの振替による増額、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金及び、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金への振替による減額等により、1億4,527万6千円増額するものでございます。

2項2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、広域連合が実施する、健康診査事業等に対する国庫補助金でございますが、一部が特別調整交付金から交付される見込みとなりましたため、1億6,351万円減額するものでございます。

2項4目の「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費の財政支援について、特別調整交付金による歳入を見込んでおりましたが、補助金として交付される見込みとなりましたので、795万7千円増額するものでございます。

2項5目の「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、電算処理システムの機器更改に係る財政支援でございますが、特別調整交付金による歳入を見込んでおりましたが、補助金として交付される見込みとなりましたので、1,101万8千円増額するものでございます。

次に、3款「県支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」は、国庫支出金の高額医療費負担金と同額の、1億5,438万9千円増額するものでございます。

次に、5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、1,100万円減額するものでございます。

続きまして、46ページ、47ページをご覧ください。

7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものですが、先ほどの国庫支出金及び県支出金の増額などを受けまして、2,286万3千円増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、48ページ、49ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等をもとに見込みまして、1項1目の「療養給付費」は、3億1,800万円の減額、2目の「訪問看護療養費」は、3億1,800万円を増額するものでございます。

次に、4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する共同事業への拠出金ですが、決算見込みによりまして、1,381万円減額するものでございます。

9款1項1目の「保険料還付金」は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金で、決算見込によりまして、800万円増額するものでございます。

このほか、2款保険給付費における、財源更正につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

以上、議案第6号及び議案第7号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ご質疑、ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

はじめに、「議案第6号令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎予算議案の上程

○ 議長（杉山英行議員）

次に、日程第12、議案第8号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、日程第13、議案第9号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（臂泰雄）

ただいま一括上程となりました、議案第8号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第9号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、53ページでございます。

まず、議案第8号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億3,374万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、議会や事務局の運営に係る予算を計上しております。

次に、議案書71ページをご覧ください。

議案第9号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,924億638万7千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、100億円と定めるものでございます。

特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を計上しておりますが、歳出の98.8%は保険給付費でございます。

歳入は、保険給付費の約5割が市町村、国、県からの公費負担、約4割が現役世代からの支援金である支払基金交付金、約1割が被保険者からの保険料となっております。

詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○ 議長（杉山英行議員）

事務局長。

○ 事務局長（小山和寛）

まず、議案第8号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の60ページ、61ページをご覧ください。

はじめに歳入でございますが、1款「分担金及び負担金」1億2,127万8千円は、一般会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

5款の「諸収入」ですが、2項1目の「雑入」はホームページのバナー広告料2万4千円が主な内容でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、62ページ、63ページをご覧ください。

1款「議会費」79万6千円は、19名の議員の議員報酬などがございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」9,686万4千円は、広域連合を運営するための、一般管理的な経費でございます。

主な内容ですが、説明欄に記載してございます12節「委託料」703万6千円は、庁内ネットワークシステムの運用等に係る経費を計上しております。

13節「使用料及び賃借料」1,544万9千円は、広域連合事務局事務室の賃借料であります建物賃借料1,014万5千円が主なものでございます。

18節「負担金、補助及び交付金」6,786万2千円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金である市町村負担金6,700万円が主なものでございます。

続きまして、64ページ、65ページをご覧ください。

2目の「企画費」、3目の「会計管理費」、4目の「公平委員会費」、5目の「諸費」、2項1目の「選挙管理委員会費」、及び3項1目の「監査委員費」など、所要額を計上しております。

続きまして、66ページ、67ページをご覧ください。

一番下の段の6款「予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第9号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

議案書の78ページ、79ページをご覧ください。

はじめに歳入でございますが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」9億5,550万5千円は、特別会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

2目「保険料等負担金」322億5,545万1千円は、説明欄に記載のとおり、市

町村が徴収して納付する保険料負担金 253 億 5,718 万 3 千円と、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担分と併せて市町村が負担する保険基盤安定負担金 68 億 9,826 万 8 千円でございます。

3 目「療養給付費負担金」227 億 6,589 万 6 千円は、療養給付費等の 12 分の 1 を、市町村において負担するものでございます。

次に、2 款「国庫支出金」ですが、1 項 1 目「療養給付費負担金」682 億 9,768 万 8 千円は、療養給付費等の 12 分の 3 を、国において負担するものでございます。

2 目「高額医療費負担金」17 億 570 万 5 千円は、レセプト 1 件につき 80 万円を超える高額な医療費について、一定額を国において負担するものでございます。

2 項 1 目「調整交付金」219 億 6,502 万 5 千円は、広域連合間における、財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。

2 目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2 億 6,424 万円は、広域連合が実施する、健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、80 ページ、81 ページをご覧ください。

3 款「県支出金」ですが、1 項 1 目「療養給付費負担金」227 億 6,589 万 6 千円は、療養給付費等の 12 分の 1 を、県において負担するものでございます。

2 目の「高額医療費負担金」17 億 570 万 5 千円は、レセプト 1 件につき 80 万円を超える高額な医療費について、一定額を県において負担するものでございます。

次に、4 款「支払基金交付金」1,138 億 9,720 万 5 千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する現役世代からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

次に、5 款「特別高額医療費共同事業交付金」2 億 4,530 万円は、1 件あたり 400 万円を超える高額な医療費のうち、200 万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして、82 ページ、83 ページをご覧ください。

7 款「繰入金」の 1 項 1 目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」51 億 9,177 万 9 千円は、主に歳出の保険給付費に対する歳入不足額を補填するために、基金を繰り入れるものでございます。

次に、8 款「繰越金」は 1 億円を見込んでおります。

続きまして、84 ページ、85 ページをご覧ください。

10 款 3 項 2 目の「第三者納付金」2 億 7,000 万 1 千円は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。86ページ、87ページをご覧ください。

1款1項1目「一般管理費」9億9,306万2千円は、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄でございます、11節「役務費」の通信運搬費2億3,096万円は、医療費のお知らせや支給決定通知などの発送に係る郵便料でございます。

その下の手数料7,239万6千円は、健診データの管理など、群馬県国民健康保険団体連合会等に支払う事務手数料でございます。

12節の「委託料」4億3,968万円は、資格確認書等の作成、レセプト点検、電算処理システム運用などに係る経費でございます。

18節「負担金、補助及び交付金」の市町村負担金1億3,700万円は、特別会計に係る市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金でございます。

次に、2款の「保険給付費」2,889億8,921万9千円は、療養給付費等の療養諸費のほか、次のページ、88ページ、89ページになりますが、高額療養費、葬祭費などでございます。

次に、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」2億4,544万5千円は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

次に、5款「支払基金拠出金」2億1,600万2千円は、出産育児支援金2億1,600万円が主なものでございます。

続きまして、90ページ、91ページをご覧ください。

6款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」11億5,238万2千円は、市町村に委託して実施する、健康診査事業に係る委託料でございます。

2目の「その他健康保持増進費」6億1,210万9千円は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る市町村への委託料や、市町村が実施する人間ドック助成事業への補助金などでございます。

3目の「歯科健康診査費」4,216万1千円は、歯科健康診査に係る群馬県歯科医師会への委託料でございます。

続きまして、92ページ、93ページをご覧ください。

9款「諸支出金」の1項1目「保険料還付金」4,000万円は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

10款「予備費」1億円は、不測の支出に備えまして、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第8号及び議案第9号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（杉山英行議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

ご質疑、ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（杉山英行議員）

討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第8号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（杉山英行議員）

起立全員。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（杉山英行議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（杉山英行議員）

皆様方のご協力によりまして、これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会を閉会いたします。

午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年2月10日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 杉 山 英 行

議 員 高 田 靖

議 員 中 村 浩 二

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和7年2月10日（月） 1日】

事件番号	件名	審議結果
承認 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	承認
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第2号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	可決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更について	可決
議案 第6号	令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	可決
議案 第7号	令和6年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決
議案 第8号	令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可決
議案 第9号	令和7年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可決